

合併処理浄化槽設置整備事業

工事写真の撮り方と

工事の留意点

- ここに示す工事写真は、補助金の交付に必要になります。
- 『捨てコンクリート』を必ず施工してください。
- 柵の種類は、全て『インバート柵』にしてください。
- コンクリートスラブの上に車を駐車させる場合のマンホールの蓋は、ガレージ用ではなく鉄蓋（4 t 用）を使用するようにしてください。

《工事写真の撮り方》

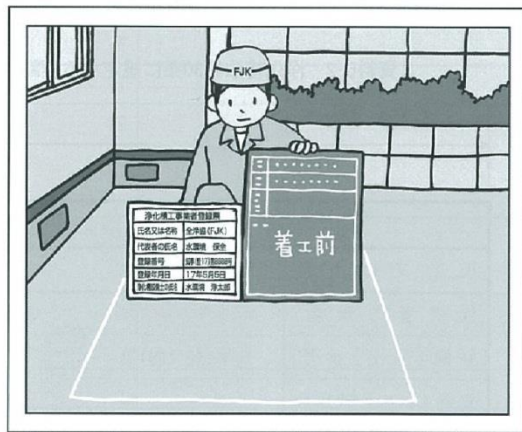
写真1 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真

【ポイント】

この写真では、当該浄化槽の設置場所で、浄化槽設備士が実地に作業にあたっていることがわかる写真を残す。(報告の際、併せて着工日も記載すること)

浄化槽設備士が正面を向いて(顔がわかるように)、標識(下部の「解説」を参照)を掲げ、背景に工事を行う場所(設置予定地)の周辺状況(地面・家屋等)とともに写っていること。

なお、**標識板の記載事項が判読できることが望ましい。**



【解説】※浄化槽法より

(浄化槽設備士の設置等)

第二十九条

3 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うときは、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。ただし、これらの者が自ら浄化槽工事を行う場合は、この限りでない。

4 浄化槽設備士は、その職務を行うときは、国土交通省令で定める浄化槽設備士証を携帯していなければならない。

(標識の掲示)

第三十条 浄化槽工事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

[浄化槽工事業者が掲げる標識の様式]

※平成23年、建設業法施行規則一部改正

← 35cm以上 →	
浄化槽事業者登録(届出済)票	
氏名または名称	
代表者の氏名	
登録(届出)番号	知事(登又届)第〇〇〇号
登録(届出)年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
浄化槽設備士の氏名	
↑ 25cm以上 ↓	

写真2 基礎工事の状況を示す写真

【ポイント】

不等沈下防止のための基礎工事を行ったことがわかる写真を残す。

- ① 基礎砕石を行ったことがわかるよう、砕石のつき固めの終了後、厚さがわかるようにスケールをあてて写す。
- ② 捨コン（均しコン）の打設状況がわかるよう、厚さ等がわかるようにスケールをあてて写す。
- ③ 配筋状況、すなわち配筋のピッチ等がわかるようスケールをあてて写す。
- ④ 基礎コンクリートの打設状況の寸法や厚さがわかるようにスケールをあてて写す。

【解説】

基礎工事は、基礎の沈下又は変形が生じないよう次のように行うこと。

- ① 掘削後、基礎砕石を行い、十分につき固める。
- ② 底盤面の水平を出すため、捨コンクリートを打つ。
- ③ 配筋後、基礎コンクリートを水平に打つ。
- ④ 十分な養生の期間をとる。

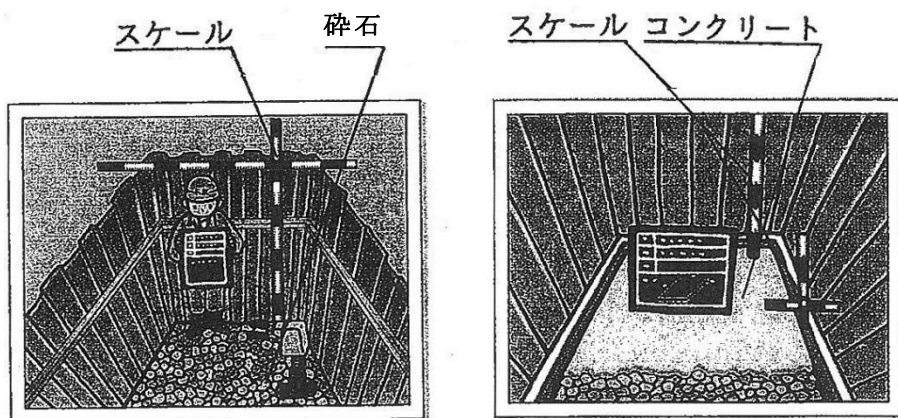
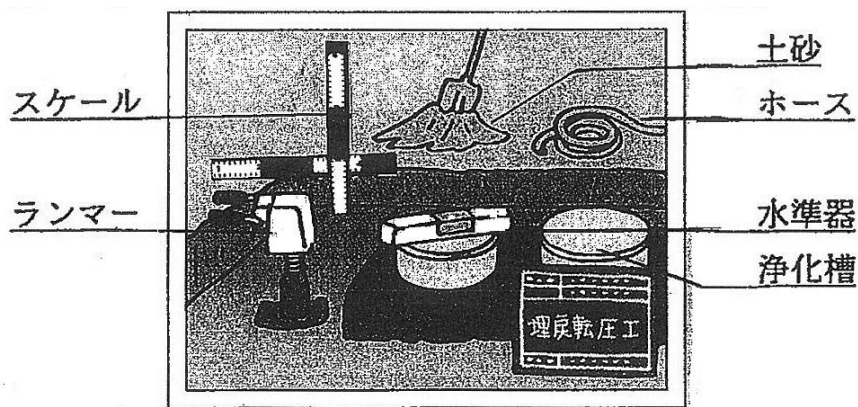


写真3 据付工事の状況を示す写真

【ポイント】

水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っていることがわかること。こまめに写真を撮影し記録すること。

- ① 本体の水平を確認するための水準器
- ② 埋戻しの高さを示すスケール
- ③ 水張り及び水締め用いるホース
- ④ つき固め用の器具（つき棒、ランマー等）及び埋戻しに用いている土砂（本体を傷つける恐れのある石などが入っていない土砂）



【解説】

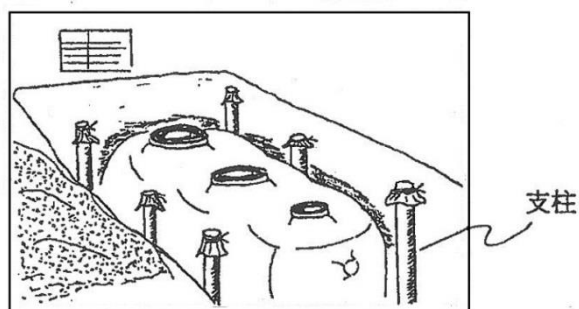
下記の作業が確認できる写真は必須。

- ① 据付時には、石などを落とさないように静かに本体を吊り下ろし、流入管底や放流管底のレベル及び本体の水平確認①を行う。
- ② 埋戻しの前に水張りを行う。(ホースを入れて作業している状態を撮影)
- ③ 本体の水平確認②しつつ埋め戻し作業を行う。
- ④ 石などの混入していない良質の土砂等を用いて、周囲を均等に埋め戻す。
(水締めしている作業を撮影)
- ⑤ 埋戻し完了後においても水平確認③を行う。この際、浄化槽の蓋を外した状態で行うこと。

写真4 支柱を立てたことを示す写真

【ポイント】

支柱が適切に立ててあることを示す写真を残す。



【解説】

合併処理浄化槽は容積が大きいことから、設置後、上部の利用や積雪による荷重が考えられるので、荷重が直接浄化槽本体にかからないようコンクリートスラブと基礎の間に支柱を立てる必要がある。

その際、支柱と基礎の配筋とは必ず結束するような工法ですること。

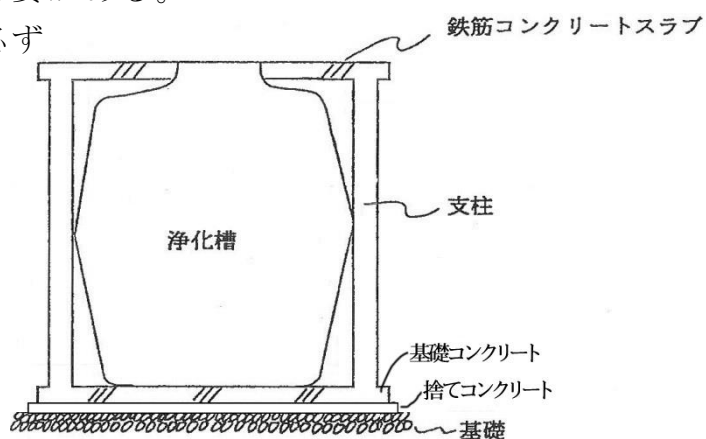
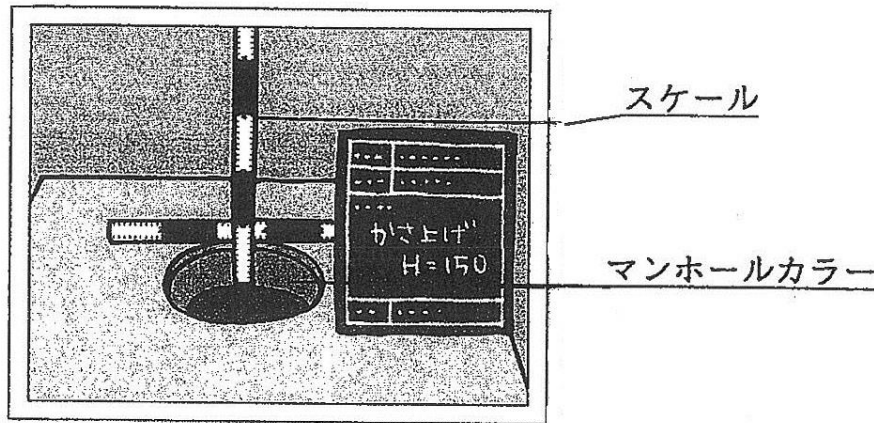


写真5 かさ上げの状況を示す写真

【ポイント】

マンホール蓋の高さから、バルブ等の操作が可能であるかがわかる写真を残す。そのためには、浄化槽本体口からマンホール蓋までの距離がわかるように、スケールを充てた写真を残す。



【解説】

浄化槽本体までの導入管が長いと勾配を確保するために槽を深埋めする場合がある。その際にマンホールカラーを用いてマンホール蓋のかさ上げを行うことになる。

かさ上げの高さは、次の要因から制約を受ける。

- ① 保守点検時に、バルブ等の操作や、薬剤の補充を行えるように、確実に手が届くこと。
- ② 槽内の外観が目視による点検が可能なこと。
- ③ 深埋めによって、より大きな土圧がかかり、本体及び内部設備の変形破損を生じる恐れがないこと。

維持管理を容易に行うことができるかさ上げの高さとして、30cm以内とすること。30cm以上とならざるを得ない場合にはピット構造とする等の対策がある。

なお、かさ上げの有無にかかわらず写真を残すこと。（かさ上げがない場合も、「していない」ことを確認する必要があるため。）

写真6 完成写真

【ポイント】

完成後の全体写真（上部スラブの寸法及び厚さも）、放流場所及びブロー
設置状況の写真を残す。この時、ブローの型番もわかるよう記録すること。

また、設置に伴い解体または撤去する（した）従前の浄化槽や汲み取り便槽がある場合は、その経過及び完成時の状況（跡地）についても写真を残すこと。

《その他留意事項》

《外流しについて》

- 外流しは基本的に浸透枡等雨水排水接続でよいが、洗剤等を使用しないことが原則。洗剤を使用する可能性があるならば必ず浄化槽に接続すること。
- 浄化槽に接続する場合、直接雨水が流れ込むことがないように、軒下への設置や適宜屋根を施工すること。

《ブロワーについて》

- できるだけ直射日光や雨風が当たりにくい場所に設置すること。
- 必要に応じ騒音・振動対策をとること。特に、ブロワーの振動が建物基礎に影響を及ぼさない設置を行うこと。

《支柱レス工事や既成底板コンの使用等について》

- 市では、積雪や重量物等から浄化槽を保護するべく、支柱設置を標準工事としております。そのため支柱レスの工事は特殊事例とみなします。もし施工するのであれば、設計施工上及び使用上のどちらにおいても問題がないことが明らかである旨の書面を事前に市に提出のうえ協議していただきます。
もし無断で進めた場合は基準を満たさない工事を行ったものとみなし、改善されなければ上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則第 18 条第 1 項に基づき補助決定取り消しとなる場合もありますのでご注意ください。
- 基礎コンは現場施工を前提としており、既成底板コンの使用も上記同様、特殊事例とみなします。使用は可能ですが、使用する際は事前に市と協議を行ってください。

《浄化槽本体の仮置きについて》

- 浄化槽を設置する直前に地面に仮置きする場合がありますが、破損防止のため、地面に直接ではなくベニヤ板等の上に置くこと。もし直接地面に置いた場合は、設置前に必ず底面に石などが付着していないことを確認すること。